

カジノ管理委員会第52回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和4年3月24日 14時00分～15時00分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 並木事務局長、坂口次長、清水総務企画部長、和田監督調査部長、小林依存対策課長（議事担当課）、堀内監督総括課長（議事担当課）、水庭規制監督課長（議事担当課）、中原財務監督課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) 免許審査等に関する審査基準等(2)について

監督調査部長より、「免許審査等に関する審査基準等」について説明があった。

(参考)

・行政手続法（平成5年法律第88号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ （略）

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するため必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ・ニ （略）

（審査基準）

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(意見公募手続)

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～4 (略)

・特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）

(免許の基準等)

第41条 カジノ管理委員会は、第39条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
- 四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。））及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 六 申請者がカジノ事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること。
- 七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超える、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適當であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。
- 八 カジノ施設の構造及び設備がカジノ管理委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。
- 九 使用しようとする電磁的カジノ関連機器等が、第151条第1項又は第2項の検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等であること。
- 十 使用しようとする非電磁的カジノ関連機器等が、第156条第1項の表示が付され、かつ、カジノ管理委員会規則で定める技術上の基準（第74条第1項及び第154条第1項第1号において「技術基準」という。）に適合すること。
- 十一 定款及び第53条第1項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。

- 十二 第54条第1項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 十三 第55条第1項の依存防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ行為に対する依存を防止するために十分なものであること。
- 十四 第56条第1項の犯罪収益移転防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ事業における犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第1条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）のために十分なものであること。
- 十五 カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、当該カジノ行為区画内関連業務がカジノ事業の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(業務方法書)

第53条 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 カジノ行為業務及びこれに附帯する業務に関し、カジノ行為の種類及び方法に関する事項（賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。）、顧客に対する情報提供の方法に関する事項、カジノ行為が公平かつ公正に行われることを確保するための措置に関する事項、顧客のカジノ行為への誘引のための措置に関する事項並びに広告及び勧誘に関する事項
 - 二 第70条第1項の確認に関する事項
 - 三 第100条第1項の措置に関する事項
 - 四 第111条第1項の措置に関する事項
 - 五 特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項
 - 六 カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項
 - 七 カジノ事業者が行う業務（カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。）の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ事業者が行う業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
 - 八 カジノ事業者が行う業務の会計に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項
- 2 (略)

以上